



プラットフォームと商業の分離

出典・凡例

本稿は、Lina M. Khan, *The Separation of Platforms and Commerce*, 119 Colum. L. Rev. 973 (2019). Available at: https://scholarship.law.columbia.edu/faculty_scholarship/2789 の要約である。

原語を付すために () を用いた。また、要約者が補った箇所には [] を用いた。原文でイタリックの箇所には圏点を付してある。

アブストラクト

一握りのデジタル・プラットフォームが、オンライン・コマースおよびコミュニケーションにおけるますます大きなシェアを仲介 (mediate) するようになっている。市場へのアクセスを構築することによって、これらの諸企業は、数十億もの経済活動へのゲートキーパーとして作用している。支配的デジタル・プラットフォームらが共有しているひとつの特徴は、彼らは複数の事業分野を統合したうえで一つのプラットフォームを運営し、かつ自社の商品およびサービスをそこで取引している、という点である。この構造によって、支配的なプラットフォームらは、自身に依存するいくつかのビジネスと直接の競争関係に立つが、プラットフォームらは自身の支配をさらに確固たるものにし、競争を阻害し、イノベーションを抑圧することができるような利益相反を生む。

本論文の主張は、支配的なテック・プラットフォームによる統合がもつ潜在的な害悪により、構造分離の復権がもたらされる、というものである。さまざまな方式による分離は、企業が特定の仕方で参画できる事業分野を制限する——すなわち、特定の諸市場への参入を禁止するか、一定の事業分野において独立の系列会社を通じて取引するようにしながら企業が参画しうる事業分野を、制限するのである。立法者がセクターに対する規制レジームを弱めた、あるいは排除したのと並行して、司法府による反トラスト法の解釈も、反競争的とされる垂直的行為の形式および構造の範囲を劇的に狭めてきた。また、反トラスト法の執行者はこうした行為形式および構造に焦点を定めた場合、彼らは、おおむね (1) 当該問題の基礎にある理由に焦点を当てられておらず、(2) 監視を任せられたアクターの制度上の能力を大きく超える救済手段 (remedy) を適用してきた。構造的な救済手段を怠れば、実体的な害と制度上の不均衡 (misalignment) とをもたらす——これらはいずれもデジタル・プラットフォームの諸市場においてとくに顕著な帰結である。

本論文は、構造的な分離に特等席を与えることを目指す。分離の歴史を跡づけることで、分離は、公正な競争および弾力性のあるシステムからメディアの多様性および管理可能性に至るまでの多くの機能上の諸目的によって動機づけられてきた、ということがあきらかになる。こうした幅広い懸念を喚起することで、支配的な仲介業者への対処において問題となるさまざまな要因に着目することが可能となり、プラットフォーム諸市場における分離がさまざまな諸問題にどの程度対処するかについての検討を行うことも可能となる。

序

- 一握りのデジタル・プラットフォームがますます大きな支配力を行使するようになってきているが、こうしたプラットフォームについては企業の規模 (size) だけでなく構造 (structure) も同等に重要な問題である。支配的デジタル・プラットフォームに共通するひとつの特徴は、彼らは事業分野を横断して統合し、プラットフォームを操縦し、かつ自社の商品およびサービスを市場で売り出してきた、という点である。この構造により、支配的なプラットフォームは、彼らに依存するいくつかのビジネスと直接競争関係に立ちながら、プラットフォーム自身が独占をさらに確固たるものとし、競争を阻害し、イノベーションを抑制するよう搾取することができるという利益相反が生まれるに至っている。
 - Spotify 対 Apple Music：Apple 社が App Store におけるストリーミングアプリを排除して競争不能にした事例
 - 自社サービスを検索結果の上位に表示するという Google におけるサーチ・バイアスの事例
 - 自社のベストセラー商品に焦点を当てるという Amazon 社の事例
 - 業界で成功している競合アプリを探知するテクノロジーによりそのサービスを模倣する Facebook 社の事例
- ⇒ これらのゲートキーパー・プラットフォームは数多くの他社の命運を左右できる権力をもっている
- じつは、こうしたオンライン・プラットフォームが今日、競争を阻害し市場を歪める脅威となっている仕方は、まったく新しいものというわけではない
- 従来の競争当局はコモンキャリア化 (common carriage) や相互運用性 (interoperability) といった方法により、差別やロックインなどにより競争を歪めることに対処してきた
- しかし、デジタル市場においてはプラットフォームに依存するサード・パーティーが盗用 (appropriation) という新たなリスクにさらされている
 - = サード・パーティーがプラットフォームと競争する間にプラットフォームは生産者

〔＝サード・パーティー〕の負担で得られ、彼らから拾い集めた見識 (insights) により利益を上げることができる

- こうした差別と情報盗用の複合的な諸問題により、構造分離という手法がもたらされる。構造分離は、企業が参画することのできる事業分野に明確な制限を課す（特定の行為に対してではなく、構造全体に対処することで一定の行為を行うインセンティブをなくすことを目指す）。
- 反トラスト法において、構造分離はかつてはコモンキャリア化とともに相補的にサービスにおける差別禁止に役立ってきたが、今日ではほとんど用いられなくなった。代わりに、今日の反トラスト法執行機関が用いてきた手段は、根本的問題をとらえることができておらず、監視のために与えられた政府諸機関の制度的権限を越えている
- こうしたことから、本論文は、構造分離に特等席を与えることを目指す。これは、問題の発見と知的な復古のプロジェクトである。支配的なデジタル・プラットフォームによる統合から生じる諸問題について考え抜くための一般的分析枠組みを提示し、連邦議会と諸機関が問題解決のために政策的規定を定めることができる諸原理を特定することが目的である。また、これにより立法者と規制当局がこれまで支配的な仲介業者〔プラットフォーム〕の統合に対処するために用いてきたツールや解決策についての理解をより豊かにすることも目指す。

1 支配的デジタル・プラットフォームによる統合

支配的デジタル・プラットフォームが共有するひとつの重要な特徴は、一部の市場において彼らが果たす二重の役割である：つまり、サード・パーティーの小売業者、コンテンツ製作者、アプリ開発者をホストする支配的なプラットフォームの運営者であると同時に、そうした同一の生産者と競争関係にある市場参加者としての役割をも果たす、という点である。

企業	サービス	分析
Amazon	マーケットプレイス AmazonBasicsAlexa 関連	<ul style="list-style-type: none"> ▪ マケプレの導入により Amazon は販売品目を大きく増やしてシェアを伸ばした→マケプレを運営しながら Amazon Basics 製品を販売 →特定の製品で排他的地位を得る(価格設定や特定の事業者排除など) ▪ Alexa にはサード・パーティーが提供する技術も多いが、自社技術をデフォルトとし、また利用履歴等を独占的に得ている
Alphabet	Google Search Google Varticals	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ホリゾンタル検索における支配的地位をバーティカル検索に利用している ▪ →ユニバーサル〔≒ホリゾンタル〕検索の結果の表示において自社を優遇 ▪ +競争者からの情報の盗用
Facebook	Facebook APIs Facebook Apps Facebook 出版ネット ワーク Facebook Ads	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Facebook は自社のエコシステムを構築する API を提供しているが、直接の競争関係にある Vine 等に提供しなかった ▪ 他社の情報を盗用して同様の機能を実装した ▪ 市場での支配的地位を利用して出版ネットワーク市場で台頭し、出版社から機密情報を盗み出すことで広告の価値を高めた
Apple	Apple iOS App Store Apple Apps	<ul style="list-style-type: none"> ▪ サード・パーティー開発者に対して不利な条件を課している(一部のアプリについてのみアプリ内支払いのうち 30%を Apple に納めるよう義務づけている)

差別および盗用の投資とイノベーションに対する効果

- ①. イノベーションを萎縮させる：開発者、生産者が支配的プラットフォームに依存することで、つねにプラットフォームから排除されるリスクにさらされる+プラットフォームが盗用するリスクがある（理論研究は多いが、事例研究は今後の課題）
- ②. プラットフォームはイノベーションにとって不可欠であるからこそ、イノベーション触媒としてのプラットフォームの廉潔性がデジタル市場の競争政策にとって目標となるはず／行為規制ではなくアーキテクチャ原理が有用である

2 支配的ネットワークによる垂直的統合の法的精査

A 事業分野規制へのアプローチの展開

- 19世紀後半まで：corporate charter（会社設立証書，基本定款）による目的の限定＝特別な存在としての会社，そうであるがゆえに社会的コントロールが働く
→一般法人化／私的機関でありいかなる事業でもできるとみなされるようになる
- 議会が規制のレジームを用意＝経済にとって不可欠であり独占的な市場構造と疑われる場合に規制される
→信頼と非差別という一般的目標の下，コモンキャリアに平等な条件でのサービス提供を要求
→規制対象は主に公共セクター＝なんらかの点で輸送か通信ネットワークに関わる事業
- 1970年代以降に新たな規制枠組み＝需要者の選択を最大化させて規制の必要を最小化させるという思想
→公定料金 (rate-setting) ではなく競争に基づく規制枠組み
＝構造規制は依然重要な措置
- しかし，反トラスト法も変容する
1960年頃まで：市場構造の精査により競争を分析する「経済的構造主義」アプローチ＝垂直的統合の弊害は梃子 (leverage) と締め出し (foreclosure)
1980年代以降：主にシカゴ学派＝需要者厚生 (consumer welfare) と価格理論＝梃子や締め出しは論理的誤謬，垂直的統合は競争促進的
∴一方の市場での価格上昇が他方でのオフセットになるから既にある独占的地位を別の市場に拡大することはない／統合によりコストカットして効率性を上げて競争者を排除するにすぎない／重要な効率性を生み出し，需要者における価格を下げる
- レーガン政権で公式に採用される→垂直的統合への規制は緩やかに（もっとも，シカゴ学派だけでなくハーバード学派も不可欠の役割を担った）
- 現在はポストシカゴ学派が主流

B 垂直的統合に対する今日の反トラスト法上の取扱い

- 垂直的統合に対する反トラスト法の規定：①クレイトン法第7条，②シャーマン法第2条
- 垂直的統合の反競争性への判断指標：①市場の競争性（市場支配力のある者がいるかどうかなど），②参入障壁の存在（締め出しがあるかどうかなど）

- デジタル市場における潜在的な参入障壁：①ネットワーク効果，②データへのアクセスの不平等
- 構造分析からの退却という現代の潮流では，反競争性の立証には需要者厚生への害という効果が重要とされる
→デジタル・プラットフォームによる差別や盗用は，価格等の効果では分析しきれない（もっとも，インセンティブの阻害という意味では需要者厚生を害している）

- **アクセス拒絶とエッセンシャル・ファシリティ理論**

= 支配的企業は自身の唯一の施設を他の事業者に対して非差別的なアクセスを認めなければならない

→1983年に第7巡回区裁判所によって正式に基準化されたが学問上の批判にさらされ，2004年には「ほぼ絶滅した」とまで認定された (Verizon Commc'ns Inc. v. Law Offices of Curtis V. Trinko LLP, 540 U.S. 398, 410–11 (2004))

- **取引の差別的拒絶（シャーマン法第2条）**

= 支配的企業の行為が競争者とそれ以外について差別的 (*discriminate*) か

- **情報盗用**

= 競争者の機密情報の盗用は競争を阻害する

→垂直的統合の審査において執行者はこれを認識してきた

→排除的行為の事例においては合理の原則 (rule of reason) によって支配され，原告が反競争的效果を立証しなければならず，また執行機関はイノベーション理論 [=イノベーションを促進することを第一の目標に掲げる理論] のみにもとづいた主張を20年間行っておらず，しかも連邦最高裁は二面取引プラットフォームにおいては一方が他方のオフセットになっていないことをも原告の立証責任としたことから，原告の負担が過大となっている

- **構造的措置 (remedy) からの移行**

= 2004年のガイドラインは構造的措置ではなく行為是正措置を重視したが，この方式は監視と執行が実際には困難

- **競争を規制へと調整する？**

・立法者は支配的仲介業者への監視を期待したが，裁判所および執行機関は支配的企業の責任を狭く解した

・イノベーションへの害は需要者厚生 of 的枠組みでは捉えきれない

→以上より，構造分離が採用されるべきである

3 分離の諸方式

事業分野	事業・行為内容	諸機関による対応
鉄道会社	鉄道業と石炭業差別的取引など	ヘプバーン法 →両業種の分離 =鉄道会社が石炭業に関わることはできないと定めた
銀行	銀行業と商業	銀行持株会社法 →「銀行業と商業の分離」 =銀行持株会社が非銀行業者を子会社にすることができないと定めた
テレビ・ネットワーク	番組製作と配給→支配的地位を利用したシンジケートの与奪と番組製作への介入	フィン-シン・ルール →製作と配給の分離による番組内容の多様化 =大手ネットワークによるシンジケートと（独立系政策会社からの）利益搾取の禁止 →but ケーブルテレビや衛星放送の普及等により 95年に廃止
電気通信会社	電話会社の通信回線事業とデータ処理事業	「最大限の分離(“maximum separation”）」政策→子会社と完全に分離しなければ規制なしのデータ処理市場に参入できない
AT&T	電話設備(Western Electric)と研究施設(Bell Labs)	FCCによる訴訟→和解 →両業種の分離と平等なアクセス義務

共通の特徴

- ①. ボトルネック・ファシリティがインフラあるいは不可欠の媒介として機能している＋そのなかでも経済の機能にとって不可欠なファシリティとそうでないものに分けられる
- ②. 平等な条件での平等なアクセスを要求するコモンキャリアールールとともに分離されている
- ③. 分離はつねに直截的とはかぎらない
- ④. 分離の効果は実行のタイミングによるところが大きい

- ⑤. 完全な分離（特定の活動に一切関わってはならない）と、部分的な分離（別の会社によって行うようにするなど機能上の分離）とがありうる

4 機能上の目的

A 利益相反の根絶

- インフラに近いセクターでありながらそこを利用するビジネスと競争関係に立つのは、競争者ではなく自社の商品やサービスをえこひいきするインセンティブを生む（鉄道、銀行、コンピュータ産業において実際に構造分離の動機になっていた）

B 既存の支配性を拡張できてしまう連結会計 (cross-financing) の阻止

- とくに銀行と電気通信会社の事例において懸念されていた
= 政府に保護された優越性を梃子として独立の市場において独占することを阻止する

C システムの弾力性の保護

- 構造分離の対象となる業界はインフラ的役割を有するがゆえに公衆はそれらの安定性と腐敗からの防御に強い利害関係がある
= 銀行業、コンピュータ産業において実際に構造分離の動機となっていた

D 多様性の促進

- 生産者・制作者間でのより大きな競争をもたらす環境を構築することで、財やサービスにおける多様性が促進される = メディア・セクターにおける実例がそれを例証している

E 権力および支配の過度な集中を阻止する

- 中央集中型の一定の支配類型を阻止することで、構造分離は権力の集中へのセーフガードに資する
= 反独占運動やもともとの反トラスト法はこうした商業領域での専制への敵意に動機づけられていた

F 監督可能性の重視

- 構造分離はルールを一律に定めることで個別事例における分析を不要とする／その結果、多少は行き過ぎた規制になる場合もあるが、それは明瞭性と予測可能性の裏返し

である

=電気通信会社への規制で FCC は、政府が違法行為を個別具体的につねに探知する能力がないことを指摘し、監督可能性を理由として構造分離方式をとることとした

G 上記の諸正当化における共通点

- ①. 特定の市場の帰結を達成するのではなくプロセスの廉潔性 (integrity) を保全することが目的
→新たな参入者のイノベーション等に期待できるから需要者厚生にもつながる
- ②. 民主的・制度的価値にも資する（多様性の確保，弾力性の確保などはとくにあてはまる）

5 プラットフォームと商業の分離のための一般的枠組みを目指して

- 支配的プラットフォームによる統合によって上記のような害がもたらされるかを検討することでデジタルな仲介業者の分離の枠組みについてのラフスケッチを示し、また、課題と未解決の論点を示す。

A 実体的理由

- **イノベーションへの懸念**：支配的デジタル・プラットフォームは統合的構造を用いて競争者の差別と彼らの重要な情報の盗用を行っている＝イノベーションへのインセンティブに重大な影響を与える
 - 最大限の分離 (maximum separation) を採用した FCC はコモンキャリアがデータプロセッシング市場の競争者から情報を盗用する可能性があることを懸念していた
- **連結会計による支配の拡大**：さまざまなサービスを組み合わせることで他社の参入を不可能にする，など →会計上の分離が必要
- **メディアの多様性**：消費者に与える情報の選別を行っていることから，支配的デジタル・プラットフォームが強力なゲートキーパー兼ネットワーク配信者として現れている →アルゴリズムの活用により，出版においては一部の出版社や著者が排除されたり，ニュースではメディアの多様性や健全なエコシステムが損なわれたりしている
- **システムの弾力性**：システムの一極集中により脆弱性への懸念が生じている（例：AWS など）

B 制度上の欠陥

- 従来の行為モデル（構造ではなく行為の是正により競争を確保するモデル）には4つの問題点がある
 - ①対象の監視にあたって直接的なコストがかかる，②逸脱 (evasion) のコストがある，③潜在的な反競争的行為を阻止するコストがかかる，④行為是正措置では，独占的市場においてとくに見られるように規制された独占市場と垂直関係にある別の部門との間のファイアウォールが増えるにつれて規制コストが嵩む
- ⇒ これらは規制側と被規制側の情報の非対称性が顕著なデジタル市場においてとくに問題となる

C 理論

- 構造分離が必要か否かは，①デジタル・プラットフォームが支配的でゲートキーパーたる仲介業者として機能しているか，②高い参入障壁の観点から支配が永続的となるか，などを検討すべき

D 適用：課題と未解決の論点

- プラットフォームの定義

=従来は他者の活動を仲介するという点に着目して定義してきた

- しかし，支配的プラットフォームの定義としては不十分であり，そもそもユーザーに対して行使する権力こそが重要のはずである
- 考慮要素
 - ①. プラットフォーム市場において享受する市場支配力をも含め，財およびサービスの取引のための中心的市場として機能している程度
 - ②. 下流の生産的使用にとって不可欠か，当該サービスについて下流のユーザーは代替経路を有しているか
 - ③. ネットワーク効果から価値を生み出しているか，またどのようにネットワーク効果が働いているか
 - ④. 独立当事者によるカスタマイズ可能なアプリにとってインフラとして機能しているか
 - ⑤. 当該企業の規模，射程，スケール，分野横断性 (interconnection) はどうか

- プラットフォームと商業 (commerce) の区別

- 何が独立の製品ないしサービスかを特定する必要性が生じる(例：OS とブラウザは?)
- その判断にあたっては，消費者需要+基本的機能にとって必要かどうか+イノベーションへの潜在的な害悪があるかどうか，などを考慮することとなる

・制度上のメカニズムとタイミング

- 制定法，ルールメイク・反トラスト法上の措置，が考えられる
- 制定法の場合，分離を実行する機関に具体的な分離の設計と履行の権限を与えて分離を行うことが考えられる
- ルールメイクや反トラスト法上の措置の場合，制定のための調整に時間がかかるかもしれない（単一企業の反競争的行為に対する反トラスト法理論は弱体化してきたことにも留意すべき）
- 急速に変動するデジタル市場においてはタイミングがとくに重要となる
 - 規制が時代遅れとなる可能性があり，そうなればイノベーションにおいて経路依存的縮小が生じる
 - 構造分離措置にはあらかじめ2年ごとの見直し規定を設けるべき

E コストとトレードオフ

- コスト①：独占者が自身のネットワークで競争できる能力が制限されると，垂直的統合によるコストカットは無駄になり，より高い価格がもたらされる
 - これはプラットフォームが競争者を排除するインセンティブをなくすことでイノベーションがもたらされるという便益と対照すべき
- コスト②：プラットフォーム企業自体のイノベーションを損なう＝プラットフォームや隣接市場へのプラットフォーム企業による投資のインセンティブが損なわれる
 - ここでも，補完者による〔「外側の」〕イノベーションという便益と対照すべき
 - どちらを優先するか？ 「外側の」イノベーションの保護を優先すべき
 - ∴①外側のほうが脆い，②内側のイノベーションの崩壊も外側のその崩壊に付随していることがある
- コスト③：企業への起業支援的 (entrepreneurial) な投資を妨げるおそれがある＝垂直的統合がなくなると売り逃げの機会がない
 - 構造分離はすべての垂直的統合を禁止するわけではなく重要な経路や市場を支配することとなるもののみを対象とするので，他に機会はいくらでもある
- 構造分離は不確定性を招くのは避けがたいが，これは何もしないこととのトレードオフにすぎない

F 代替となる救済措置

- 独立の非差別レジーム：垂直的統合をした事業者が行った差別的取扱いについての訴えを専門に裁定する裁判所を創設する
 - 事前ではなく事後的審査というのが特徴〔よりよく仕立てられた制限手段〕

- しかし、①デジタル・プラットフォームの場合には情報盗用について開発者が主張するのは難しい、②開発者とプラットフォームは非対称的であり、そこに参入している開発者が排除のリスクを抱えながらプラットフォーム側を訴えるのは難しい、③紛争の解決には時間がかかる

結び

- 市場支配力の集中への対処は世界中の論争の的となっており、論者により意見の差異はあるものの、デジタル・プラットフォーム市場は真の競争によっても真の規制によっても統治されていないと一般的に考えられている
- かつての反トラスト法の変容により支配的なネットワーク仲介業者が存在することとなったが、本論文はそうした政策の弱体化 (impoverishment) に対して伝統的な経済規制の諸原理がデジタル時代にも応用できることを模索するもの
- もっとも、事例研究やレレヴァントなトレードオフの研究については今後の課題である

APPENDIX. なぜ諸プラットフォームはそのエコシステムを蝕むのか

- 支配的デジタル・プラットフォームが統合された構造を用いて動的な効率性 (dynamic efficiency) を損なっているという考えは、一般的な経済理論と緊張関係に立つようにも思えることから、本節ではデジタル・プラットフォームの行為がどのように隣接市場における統合についての経済的理解と両立するかを検討する。
- 垂直的関係の利点：契約上のホールドアップ問題の解消，コストの減少，安定したエコシステムの保障
- 垂直的関係の反競争的側面：競争者のコスト増加，競争者の規模の否定，排除行為の可能性，腐敗の促進
- 支配的ネットワークを用いて独立系商品およびサービス（しばしば「補完者 (complementor)」と呼ばれる）を差別するインセンティブを垂直統合した諸企業がもたないとする2つの理論
 - ①「単一独占利潤」理論〔独占による梃子は生じないとする理論〕
 - 補完的商品市場を独占しても利潤を上げることはできないから補完者を差別するインセンティブをもつことはない
 - ②「補完的効率性の内部化」論

- 補完者が利潤を生み出す価値のある商品またはサービスを生み出せば、こうした商品またはサービスをホストする独占者はそうした利潤を得ることができるため、補完者を差別するインセンティブをもつことはない
- 修正：こうした理論は (1) 独占者が規制されておらず、かつ禁止的参入障壁によって保護されている、(2) 独占者の商品が隣接市場で売られる商品と同じ比率で用いられる、(3) 隣接市場は完全に競争的である、という条件の下においてのみ成り立つ
- これと同様に、それを行うことが効率的である場合はつねに独占的プラットフォームはプラットフォームを利用可能にするとの前提は成り立たない。
 - (1) 既存の市場支配力をより完全に濫用できる場合、(2) さらなる市場支配力を達成できる場合、には、支配的プラットフォームが排除行為に及ぶことが予想される

A 既存の市場支配力をより完全に濫用する：排除行為によって価格差別が可能となる

- 価格差別によって支配的プラットフォームは既存の市場支配力をより完全に濫用することができることから、彼らは価格差別が可能となる場合に補完者の排除を行うインセンティブをもつ可能性がある
- 価格差別や締め出しは需要者の静的な (static) 厚生を害さないかもしれないが、補完者が得られる利潤を減少させることから、投資やイノベーションへのインセンティブを減退させ、したがって動的な (dynamic) 効率性を損なう

B 市場支配力の拡大：補完市場は外部収入の財源のひとつである

- 一般的な経済学モデルでは、プライマリー市場における独占者は当該市場のみから独占利潤を得ていると考えられているが、もし補完市場における企業が——広告等の——他のソースから収益を得ている場合には、プライマリー市場における当該独占者はセカンダリー市場をも独占するインセンティブをもつと考えられる
 - 別個だが相互に関連する諸市場を運営するデジタル・プラットフォームはこれにあてはまる
- Google の事例：サード・パーティーのコンテンツプロバイダーに検索プラットフォームへの平等のアクセスを与える場合には、彼らを差別した場合よりも収益が下がること、またユーザーデータを増やすことが広告収入の増加につながることから、Google は彼らを差別するインセンティブをもつ（排除的行為が広告ネットワークでの損失のオフセットか否かは経験的な問題であり、本稿の検討対象ではない）

- 支配的プラットフォームには、自身のネットワークをプラットフォーム上の競争者に利用させ料金をとるか、あらゆる競争者を排除してサービス自体を取引するかの選択肢が通常あるとすれば、後者を選びがちになる
- ∴多様なサービスとポータルを組み合わせることでユーザは移転するコストが高くなり、プラットフォームはさらに多くのデータを得て収益を上げることができるから
- また、オンライン市場は排除行為のコストを下げる可能性がある

C 市場支配力の拡大：基本財は補完財の使用に不可欠ではない

- 支配的プラットフォームが補完市場における競争者を締め出すインセンティブをもつ可能性のある別の条件：(1) 当該支配的プラットフォームの補完財はプライマリー市場におけるプラットフォーム独立に利用されうる、(2) プラットフォームは競争者に対して、彼らがプラットフォーム利用者に補完財を売るのをやめさせることができる、(3) 補完市場がスケール効果またはネットワーク効果の経済であることが明らかである
- これらの諸条件を満たすプラットフォームの独占は、プライマリー市場における価格づけのみでは全独占利潤を引き出すことはできないため、その独占を補完市場へと拡張するインセンティブをもつ可能性がある
- プラットフォームが独占者でない場合でも、補完財・サービスの売上げ向上をもたらす排除行為は利潤につながる可能性がある
- ∴アプリケーションやコンテンツは固定費用が高く限界費用が小さいため売上げ数に応じて利益が生まれるから

(松本 有平)